

武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例

武蔵野市文化財保護条例（昭和45年4月武蔵野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、<u>法又は東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、武蔵野市（以下「市」という。）の区域内に存するものうち市にとって重要なもの</u>について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに市民文化の向上に貢献することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項<u>及び第3項</u>の規定に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）の区域内に存する<u>文化財</u>について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに市民文化の向上に貢献することを目的とする。</p>	<p>字句の追加 字句の削除 字句の改正</p>
<p>(指定)</p> <p>第5条 教育委員会は、<u>文化財のうち、市の区域内に存するもので、市にとって特に重要なものを武蔵野市指定文化財</u>（以下「市指定文化財」とい</p>	<p>(指定)</p> <p>第5条 教育委員会は、<u>市の区域内に存する文化財（法の規定により指定若しくは登録されているもの又は東京都文化財保護条例（昭和51年東京都</u></p>	<p>字句の改正</p>

<p>う。)に指定することができる。</p>	<p><u>条例第25号。以下「都条例」という。)の規定により指定されているものを除く。)のうち、市にとって特に重要なものを次に掲げる武蔵野市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。</u></p> <p>(1) <u>武蔵野市指定有形文化財(有形文化財のうちから指定したもの)</u></p> <p>(2) <u>武蔵野市指定無形文化財(無形文化財のうちから指定したもの)</u></p> <p>(3) <u>武蔵野市指定有形民俗文化財(民俗文化財のうちから指定した有形のもの)</u></p> <p>(4) <u>武蔵野市指定無形民俗文化財(民俗文化財のうちから指定した無形のもの)</u></p> <p>(5) <u>武蔵野市指定史跡(記念物のうちから史跡として指定したもの)</u></p> <p>(6) <u>武蔵野市指定名勝(記念物のうちから名勝として指定したもの)</u></p> <p>(7) <u>武蔵野市指定天然記念物(記念物のうちから天然記念物として指定したもの)</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p>
<p>2 前項の規定による指定をする場合は、<u>教育委員会は、あらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>次号に規定する文化財以外の文化財については、所有者及び権原に基づく占有</u></p>	<p>2 <u>教育委員会は、前項の規定による指定をする場合は、あらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号、第3号及び第5号から第7号までの文化財(以下「市指定有形文</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の削除</p> <p>号の改正</p>

<p>者がある場合は、その占有者（以下「所有者等」という。）</p> <p>(2) 無形文化財及び民俗文化財のうち無形のものについては、その保存にあたっては、その保存にあっている者（以下「保持者」という。）</p> <p><u>（市指定文化財の種別）</u></p> <p>第6条 市指定文化財は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市指定有形文化財（有形文化財のうちから指定したもの）</p> <p>(2) 市指定無形文化財（無形文化財のうちから指定したもの）</p> <p>(3) 市指定有形民俗文化財（民俗文化財のうちから指定</p>	<p>化財等」という。）の指定をする場合 所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）を。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。</p> <p>(2) 前項第2号及び第4号の文化財（以下「市指定無形文化財等」という。）の指定をする場合 保存にあっている者（以下「保持者」という。）</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示し、所有者等又は保持者（以下「管理者」という。）に通知し、及び指定書を交付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。</p>	<p>号の改正</p> <p>項の追加</p> <p>項の追加</p> <p>条の削除</p>
--	--	---

<p>した有形のもの)</p> <p>(4) <u>市指定無形民俗文化財（民俗文化財のうちから指定した無形のもの）</u></p> <p>(5) <u>市指定史跡（記念物のうちから史跡として指定したもの）</u></p> <p>(6) <u>市指定名勝（記念物のうちから名勝として指定したもの）</u></p> <p>(7) <u>市指定天然記念物（記念物のうちから天然記念物として指定したもの）</u></p> <p>（解除）</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市指定文化財の指定を解除する。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) <u>市指定文化財が法第27条、第71条、第78条若しくは第109条の規定による指定若しくは法第110条の仮指定又は都条例第4条、第20条、第26条若しくは第33条の規定による指定を受けたとき。</u></p> <p>(5) （略）</p>	<p>（指定の解除）</p> <p><u>第6条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市指定文化財の指定を解除する。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) <u>市指定文化財が法の規定による指定若しくは登録又は都条例の規定による指定を受けたとき。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに前条第3項の指定書を教</p>	<p>字句の追加 条の繰上げ</p> <p>号の改正</p> <p>項の追加</p> <p>項の追加</p>
---	--	--

	<p><u>育委員会に返付しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定による指定の解除は、第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。</u></p> <p><u>(登録)</u></p> <p><u>第7条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法の規定により指定若しくは登録されているもの若しくは都条例の規定により指定されているもの又は第5条第1項の規定により指定されているものを除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる武蔵野市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）に登録することができる。</u></p> <p><u>(1) 武蔵野市登録有形文化財</u> <u>（有形文化財のうちから登録したもの）</u></p> <p><u>(2) 武蔵野市登録無形文化財</u> <u>（無形文化財のうちから登録したもの）</u></p> <p><u>(3) 武蔵野市登録有形民俗文化財</u> <u>（民俗文化財のうちから登録した有形のもの）</u></p> <p><u>(4) 武蔵野市登録無形民俗文化財</u> <u>（民俗文化財のうちから登録した無形のもの）</u></p> <p><u>(5) 武蔵野市登録史跡</u> <u>（記念物のうちから史跡として登録したもの）</u></p>	<p>項の追加</p> <p>条の追加</p>
--	--	-------------------------

(6) 武蔵野市登録名勝（記念物のうちから名勝として登録したもの）

(7) 武蔵野市登録天然記念物（記念物のうちから天然記念物として登録したもの）

2 教育委員会は、前項の規定による登録をする場合は、あらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

(1) 前項第1号、第3号及び第5号から第7号までの文化財（以下「市登録有形文化財等」という。）の登録をする場合 所有者等。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

(2) 前項第2号及び第4号の文化財（以下「市登録無形文化財等」という。）の登録をする場合 保持者

3 教育委員会は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知し、及び登録書を交付しなければならない。

4 第1項の規定による登録は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

（登録の解除）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市登録文化財の登録を解

条の追加

<p>(指定及び解除の審議)</p> <p>第8条 教育委員会は、第5条及び前条の規定により市指定文化財の指定又は指定の解除をしようとするときは、委員</p>	<p>除する。</p> <p>(1) 市登録文化財が滅失したとき。</p> <p>(2) 市登録文化財が著しくその価値を失ったとき。</p> <p>(3) 市登録文化財が市の区域外に移ったとき。</p> <p>(4) 市登録文化財が法の規定による指定若しくは登録若しくは都条例の規定による指定又は第5条第1項の規定による指定を受けたとき。</p> <p>(5) 前各号に規定するもののほか、教育委員会が適当と認める理由のあるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による登録の解除をしたときはその旨を告示し、管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに前条第3項の登録書を教育委員会に返付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による登録の解除は、第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。</p> <p>(指定及び指定の解除の諮問)</p> <p>第9条 教育委員会は、第5条第1項の規定による指定及びその指定の解除をしようとするときは、委員に諮問しなけ</p>	<p>条の繰下げ及び改正</p>
---	--	------------------

<p><u>に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>(告示、通知及び指定書の交付等)</u></p> <p><u>第9条 第5条の指定をしたときは、教育委員会はその旨を告示し、所有者等又は保持者(以下「管理者」という。)に通知するとともに、管理者に指定書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>2 第7条の指定の解除をしたときは、教育委員会はその旨を告示し、管理者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 管理者は、前項の通知を受けたときは、30日以内に指定書を教育委員会に返付しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定及び指定の解除は、第1項及び第2項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。</u></p>	<p><u>なければならない。</u></p>	<p>条の削除</p>
<p>(保存地域の設定)</p> <p>第10条 教育委員会は、<u>市指定文化財(市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財を除</u></p>	<p><u>(登録及び登録の解除への意見)</u></p> <p><u>第9条の2 委員は、第7条第1項の規定による登録及びその登録の解除について、教育委員会に意見を述べることができる。</u></p> <p>(保存地域の設定)</p> <p>第10条 教育委員会は、<u>市指定有形文化財等</u>のうち、その保存のため必要があると認める</p>	<p>条の追加</p> <p>字句の改正</p>

<p>く。次条において同じ。)のうち、その保存のため必要があると認めるものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。</p>	<p>ものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。</p>	
<p>(標識等の設置)</p> <p>第11条 教育委員会は、<u>市指定文化財</u>について、所有者等の同意を得て、これに必要な標識等を設置し、所有者等に管理させることができる。</p>	<p>(標識等の設置)</p> <p>第11条 教育委員会は、<u>市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等</u>について、所有者等の同意を得て、これに必要な標識等を設置し、所有者等に管理させることができる。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(注意義務)</p> <p>第12条 <u>市指定文化財</u>の管理者は、<u>当該市指定文化財</u>の管理及び活用について、常に善良な注意を払わなければならない。</p>	<p>(注意義務)</p> <p>第12条 <u>市指定文化財又は市登録文化財</u>（以下「<u>市指定文化財等</u>」という。）の管理者は、<u>当該市指定文化財等</u>の管理及び活用について、常に善良な注意を払わなければならない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(管理責任者)</p> <p>第13条 <u>市指定文化財</u>の所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代わりその<u>市指定文化財</u>の管理の責に任ずべき者（以下「<u>管理責任者</u>」という。）を選任することができる。</p>	<p>(管理責任者)</p> <p>第13条 <u>市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等</u>の所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代わりその<u>市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等</u>の管理の責に任ずべき者（以下「<u>管理責任者</u>」という。）を選任することができる。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>2 <u>市指定文化財</u>の所有者等</p>	<p>2 <u>市指定有形文化財等又は市</u></p>	<p>字句の改正</p>

<p>は、正当な理由があるときは、管理責任者を変更し、又は解任することができる。</p> <p>3 前2項の規定により管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、<u>市指定文化財</u>の所有者等は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(権利義務の継承)</p> <p>第14条 <u>市指定文化財</u>の管理者に変更があったときは、変更後の管理者は、この条例又はこれに基づいて発する教育委員会規則若しくは教育委員会の指示若しくは処分による変更前の管理者の権利義務を継承する。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第15条 <u>市指定文化財</u>の管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>市指定文化財</u>について、権原の移動が生じたとき。</p> <p>(2) <u>市指定文化財</u>が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。</p>	<p><u>登録有形文化財等</u>の所有者等は、正当な理由があるときは、管理責任者を変更し、又は解任することができる。</p> <p>3 前2項の規定により管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、<u>市指定有形文化財等</u>又は<u>市登録有形文化財等</u>の所有者等は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(権利義務の継承)</p> <p>第14条 <u>市指定文化財等</u>の管理者に変更があったときは、変更後の管理者は、この条例又はこれに基づいて発する教育委員会規則若しくは教育委員会の指示若しくは処分による変更前の管理者の権利義務を継承する。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第15条 <u>市指定文化財等</u>の管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>市指定文化財等</u>について、権原の移動が生じたとき。</p> <p>(2) <u>市指定文化財等</u>が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	---	--

<p>を定めなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により提供したことに起因して、<u>市指定文化財</u>が滅失し、又は<u>き損</u>したときは、市は、その管理者に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、管理者の責に帰すべき理由又は天災等により滅失し、又は<u>き損</u>した場合は、この限りでない。</p> <p>(記録の作成)</p> <p>第21条 教育委員会は、国、都 <u>又は市</u>が指定した文化財以外の文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、若しくは保存し、又は適当な者に対し、その記録の作成若しくは保存をさせることができる。</p>	<p>者を定めなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により提供したことに起因して、<u>市指定文化財等</u>が滅失し、又は<u>毀損</u>したときは、市は、その管理者に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、管理者の責に帰すべき理由又は天災等により滅失し、又は<u>毀損</u>した場合は、この限りでない。</p> <p>(記録の作成)</p> <p>第21条 教育委員会は、国、都 <u>若しくは市</u>が指定 <u>又は国若しくは市</u>が登録した文化財以外の文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、若しくは保存し、又は適当な者に対し、その記録の作成若しくは保存をさせることができる。</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正及び追加</p>
--	---	--

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年法律第22号）の施行による文化財保護法（昭和25年法律第214号）の改正を踏まえ、武蔵野市登録文化財制度を導入するほか、所要の改正をするものである。